

事 務 連 絡
平成 27 年 11 月 27 日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

旭化成建材(株)によるくいの施工データの流用等が判明した
物件に関するくいの支持層到達を確認する方法について

横浜市の分譲マンションについては、建築物等の安全性についての国民の不安払拭に万全を期するため、国土交通大臣から貴団体あて、「横浜市の分譲マンションにおける基礎ぐいに係る問題を踏まえた対応の要請」（平成 27 年 10 月 21 日国土建第 281 号）を通知し、積極的な対応を講じることを要請したところである。

今般、旭化成建材(株)によるくいの施工データの流用等が判明した物件に関するくいの支持層到達を確認する方法について、別紙のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務課長あて事務連絡が発出されたところである。

貴団体においては、別紙の対応について、貴団体傘下企業において遺漏なき対応が講じられるよう取りはからわれない。